

加西市告示第 8 5 号

ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務について、公募型プロポーザル方式を実施するので次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 1 日

加西市長 西 村 和 平

1 業務の概要

(1) 業務名

ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務

(2) 業務の目的

加西市民や事業者、団体等が市内の歴史、文化、産業などの地域資源を掘り起こし、その資源を活かして、市外のファンを巻き込みながら、ふるさと納税返礼品づくりを進め、市民のシビックプライドの醸成と税収増を図る事を目的とする。

(3) 委託の範囲

(1) 地域資源調査と返礼品開発のためのマーケティング

(2) 市民提案型返礼品のアイデア公募及び選定

(3) アイデアの実現に向けた返礼品提供事業者とのマッチング事業

(4) 返礼品の商品化及び PR イベントの実施

(1) ~ (4) をコーディネートして、次年度以降は自走型で返礼品づくりが実現できる住民体制基盤づくり

※年間 3 品以上の新規返礼品登録を希望

(4) 委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

(5) 業務遂行上の要件

業務に当たっては、「ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務」仕様書を遵守すること。

2 提案書の申込者に必要とされる要件

(1) 加西市の入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しないこと。

(3) 加西市から指名停止を受けている欠格条項に該当しないこと。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、または民事再生法に基づく再生手続開始の申立
がなされていないこと。

(5) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税及び消費税並びに地方消費税を完納
していること。

・加西市内 市税及び消費税並びに地方消費税

・加西市外 消費税及び地方消費税

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 提案書の作成・提出に係る事項

(1) 提案書の作成

「ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務仕様書」公募型プロポーザル募集要領に基づき作成すること。

(2) 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 加西市地域振興部きてみて住んで課（加西市役所本庁4F）

担当：阿部

電話：0790（42）8764

メール：furusato-tax@city.kasai.lg.jp

- ② 受付期間 令和2年6月1日（月）から令和2年6月15日（月）

（受付時間は、午前9時から午後5時まで）

- ③ 受付方法 原則として指定の質問書によりメールで行うこと。なお、必ず電話で3（2）の担当者に受理確認をすること。

- ④ 回答方法 回答は、質問のあった日から2日までにメールにて行う。ただし、土日はカウントしない。

(3) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和2年7月1日（水）（土・日・祝日は除く。受付時間は、午前9時から午後5時まで）

- ② 提出場所 3（2）に同じ。

- ③ 提出方法 持参とする。（郵送は必着）

- ④ 備考 7部提出すること（正本を含む）。

(4) その他の留意事項

- ① 提出された提案書等の書面は返却しない。

- ② 提案書の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

- ③ 提出された提案書は、提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。